

所に對しては、狭あり義ありて、物を託するに却て安全なること、他に優る數等なりとは豈一奇ならずや。是を以て政府は、其の馬賊の徒たるを知るも、現行犯の認むべきもの無き限りは、之を不問に附せり。

伯の北京を出發するや、夥大の荷物、到底行を共にするを得ず。因て人を附して保管其他に任せしむ。鷹視鷂看の徒争でか此の好餌を逸せんや。何處に於て其の志を逞ふせしやを知らざれども、着荷後之を検すれば、寫真乾板と罐詰の行李を失ひ居たり。想ふに彼等は、其の量重きを以て、銀塊の存在せるものと爲したるならん予輩は彼等の竊取の術の巧みなるを驚くに反し、彼等亦竊取品の價值なきに驚きしや必せり。

## 第二節 西京長武間

十五日午前十一時二十五分西安(長安)出發、西行十數町、新設第二標兵營の所在地に到る。其れより又十町餘にして、路少しく北に偏し、十里堡(十人家約)を経て曹楊村(ツアオヤン)に約十戸)に出づる比、漸く西に向へり。橋鎮は人家約百戸を有し、其の東側に一小河を